

# 第2次志布志市行政改革大綱



平成 29 年 3 月  
志 布 志 市



## はじめに

合併により「志布志市」が誕生して10年が経ちました。

この間、「志布志市行政改革大綱」を平成18年7月に他の計画に先駆け策定し積極的に行政改革を進め、平成19年3月には、志布志市の今後10年間のまちづくりの指針として「第1次志布志市振興計画」を策定し、「志のあふれるまち」を基本理念として、市の将来像である「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」の実現に向け、市全域の均衡ある発展と融和を目指しながら取り組んできたところです。

その結果、組織機構の見直し、民間委託等の推進、職員定員適正化計画の策定・推進等のコスト削減による行政・サービス改革、財政改革、意識改革を実行することで、効率的で質の高い行政運営の仕組みの確立に向けて一定の成果を挙げてきました。

しかしながら、少子高齢化の進行に伴う社会保障費などの増加傾向に加え、平成28年度からの地方交付税の一本算定化による段階的な縮減により、本市を取り巻く環境は、今後も厳しい状況になることが予想されます。

このような中、選択と集中による効果的、持続可能な行政システムの構築及び多様化する市民ニーズに配慮した自主・自立性の高い行政運営を目指していく必要があります。

そして、平成29年3月に策定する第2次志布志市総合振興計画及び基本計画の実現に向け、住民、議会、行政の力を結集して更なる行政改革を積極的に推進してまいります。

平成29年3月

志布志市長 本 田 修 一

# 目 次

第 1	行政改革のこれまでの取組と現状	1
第 2	第 1 次行政改革大綱の取組について	1
	(1) 人材育成の推進	
	(2) 行政ニーズへの簡素で効果的かつ効率的な組織の構築	
	(3) 定員管理及び給与の適正化等	
	(4) 行政の担うべき役割の重点化	
	(5) 電子自治体の推進	
	(6) 自主性・自律性の高い財政運営の確保	
	(7) 住民の行政参画のための環境づくり	
	(8) 地域協働の推進	
	(9) 男女共同参画社会の実現	
	(10) 住民と企業と行政の連携による推進体制づくり	
	(11) 地域産業、地域商業の発展のための連携	
第 3	行政改革の必要性	6
第 4	第 2 次行政改革大綱の基本理念	6
1	方針	(6)
2	目標	(7)
I	行政基盤の充実・強化	(8)
	(1) 人材育成の推進	
	(2) 行政組織の体制強化	
	(3) 情報提供と活用の推進	
II	健全な財政運営の推進	(9)
	(1) 健全で安定した財政運営の推進	
	(2) 歳入の確保	
	(3) 計画的な施設更新と公有財産の有効活用	
第 5	行政改革大綱の推進	11

## 第1 行政改革のこれまでの取組と現状

平成18年の市制発足時は、平成17年総務省通知「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（新地方行革指針）」に基づき、平成18年度から10年間で73人（△18.2%）の職員数を削減したほか、事務事業の再編・整理、民間委託の推進、給与の適正化などの改革に取り組んできました。

また、平成18年に策定した志布志市行政改革大綱（以下「第1次大綱」という。）は、激変する社会経済情勢の変化に対応させるため平成23年3月に改訂を行い、行財政全般にわたる見直しで新たにに取り組むべき課題や改善が必要な項目を追加するなどし、第1次大綱の拡充を図り推進してきたところです。

しかし、今後も少子高齢化、人口減少、高度情報化に直面し、新たなニーズに応えるための体制整備が必要であり、限られた行政資源を柔軟かつ効率的に活用する行財政運営を引き続き行っていかなければなりません。

本市では、このような状況の中、第1次大綱の計画期間が終了したことから、これまでの取組について検証し、将来にわたって持続可能な行財政運営を行っていくため、平成28年度末までに「第2次志布志市行政改革大綱」を策定することにしました。

## 第2 第1次行政改革大綱の取組について

第1次大綱は、次の3つの基本方針に基づき、11の重点項目を掲げ、目標実現に向けた取組を行ってきました。

基本方針	重点項目
①行財政基盤の確立	<ul style="list-style-type: none"><li>・人材育成の推進</li><li>・行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織の構築</li><li>・定員管理及び給与の適正化等</li><li>・行政の担うべき役割の重点化</li><li>・電子自治体の推進</li><li>・自主性・自律性の高い財政運営の確保</li></ul>
②住民との共生・協働による市政の確立	<ul style="list-style-type: none"><li>・住民の行政参画のための環境づくり</li><li>・地域協働の推進</li><li>・男女共同参画社会の実現</li></ul>
③港湾を核とした国際交流都市への飛躍	<ul style="list-style-type: none"><li>・住民と企業と行政の連携による推進体制づくり</li><li>・地域産業、地域商業の発展のための連携</li></ul>

11の重点項目を具体的に実施するために、56項目の個別取組事項を設定し目標を定めて取組を実施してきました。

《第1次大綱個別取組項目 取組結果》

行政改革の重点項目	個別取組項目数	目標達成済	継続中
(1) 人材育成の推進	5	3	2
(2) 行政ニーズへの簡素で効果的かつ効率的な組織の構築	5	4	1
(3) 定員管理及び給与の適正化等	5	2	3
(4) 行政の担うべき役割の重点化	6	4	2
(5) 電子自治体の推進	6	3	3
(6) 自主性・自律性の高い財政運営の確保	13	9	4
(7) 住民の行政参画のための環境づくり	4	3	1
(8) 地域協働の推進	4	3	1
(9) 男女共同参画社会の実現	4	4	0
(10) 住民と企業と行政の連携による推進体制づくり	2	2	0
(11) 地域産業、地域商業の発展のための連携	2	2	0
合計	56	39	17

主な取組内容については、次のとおりです。

(1) 人材育成の推進

人材育成基本方針については、職員の意識調査の結果を踏まえ、見直しを図りながらより実効性のある人材育成を推進してきました。

また、職員の評価に関しては公平性及び客観性を重視するため、平成26年度から平成27年度の2ヵ年を人事評価制度の試行期間と定め、制度の理解度及び定着度を高めてきました。

さらに、行政評価の結果を活用し改革改善の意識を高めるため、実行可能な事務改善プログラムを策定し、同時に職員の能力向上に努めてきたところです。

(2) 行政ニーズへの簡素で効果的かつ効率的な組織の構築

行政評価の結果も参考にしながら、本庁支所間における機能分担の見直しや業務の平準化を実施し、併せて平成18年合併当時10部46課

114係あった組織を年次的な統廃合を実施することで、平成28年には27課7室103係の組織となったところです。組織機構の見直しについては、市民サービスを低下させずにスリム化を図り効率的な運営を図ることを目的とし、多様化する行政ニーズに対応した組織を継続し構築していくことが今後も求められています。

また、学校の再編や統廃合については、平成26年に志布志地区の中学校を統合するなど学校再編を進め、学校規模に合わせた適正化を図ってきたところです。

### (3) 定員管理及び給与の適正化等

職員定員適正化計画の目標値に向かって新規採用を抑制するなどし、年次的な取組を実践してきました。同計画の第1次となる平成22年度までは目標に達しましたが、第2次となる平成27年度までの目標値については、権限移譲による業務負荷や社会経済情勢の変化による市民ニーズに対応した行政運営を維持していくために、結果として目標値までには至らなかったところです。

給与の適正化については、社会経済情勢の変化や人事院勧告制度を参考にしながら給与改定を実施してきたところで、今後も公務員制度改革の内容を踏まえ市民に理解される給与制度の運用を図ってまいります。

#### 《年度別職員定員適正化の目標と志布志市職員数の推移》

(平成28年4月1日現在)

年 度	H18	H23	H24	H25	H26	H27	H28	合計
4月1日 職員数	401	347	342	339	332	332	328	—
目標増減 人 数	△46	—	△8	△2	△9	△5	△9	△79
実増減 人 数	△46	△8	△5	△3	△7	—	△4	△73

### (4) 行政の担うべき役割の重点化

平成26年度までに市内保育所のすべてを民間移管したことで、民間のノウハウを最大限に活用したサービスの拡充と行財政運営の効率化を図ることができました。限りある行政資源を効率的で効果的に活用

していくために引き続きアウトソーシングを推進してまいります。

#### **(5) 電子自治体の推進**

情報通信基盤整備推進事業を導入したことで、電子自治体推進の基盤が完成し、市民の利便性の向上と市民サービスの拡充を図ることができました。また、情報を活用するための能力開発及び個人情報、そして機密情報などの保護に関する研修を実施するなどし、セキュリティを強化するための管理能力の向上を図ってきたところです。

#### **(6) 自主性・自律性の高い財政運営の確保**

新地方公会計制度に基づく財務諸表の整備・公表により透明性の高い行財政運営に努めました。また、補助金制度等に係る指針を策定し、サンセット方式による3年間の終期設定を行うことで、補助事業等の見直しを定期的に変更し、適正な補助金の在り方を検証しました。

歳入の確保に向けた取組では、納税者の利便性を向上させるために市税等のコンビニエンスストア収納を開始し、収納環境の整備を図ったところです。一方で、未納者に対しては、管理職による夜間徴収や差押え等の強化を図り、納税者公平性の確保に努めたところです。

#### **(7) 住民の行政参画のための環境づくり**

市報、ホームページ、行政告知端末、市民チャンネル等の様々な媒体を活用し内容の充実を図りながら、行政からの情報を積極的に発信してきました。今後は、情報提供の在り方について、市内外への行政情報の有効性をさらに検証し、情報化社会の拡大に併せた提供手段を構築していくことが求められます。

また、市の政策形成過程においては、透明性の向上を図りながら、「ふれあい移動市長室」や「パブリックコメント」を実施し、市民からの意見、要望及び提案を反映できるような行政参画の環境整備に積極的に取り組みました。

#### **(8) 地域協働の推進**

自治会未加入者への対策事業として、自治会加入促進補助金制度を導入するなどし、会員を増やすことで自治会活動の活性化に取り組みました。また、公民館単位でのふるさとづくり委員会を設置、地域お



こし協力隊の導入を積極的に行い、地域コミュニティの充実と支援に努めたところです。

#### **(9) 男女共同参画社会の実現**

男女共同参画社会の実現に向け、各種委員会等への女性の積極的な登用、固定的な性別役割分担意識による慣習等の改革やドメスティックバイオレンス被害者への支援体制の確立等を積極的に推進し、また、情報誌やホームページなどを活用しての意識啓発活動にも取り組んだところです。

#### **(10) 住民と企業と行政の連携による推進体制づくり**

にぎわいのある港づくりや港湾を生かした地域づくりに取り組むためのポートコミュニティを形成するため、志布志港関連の民間企業や商工会、市民そして行政が一体となり、志布志港併設施設での各種大会を実施するなど志布志港の役割や魅力の発信に取り組んできました。

#### **(11) 地域産業、地域商業の発展のための連携**

志布志港への企業誘致活動や輸出コンテナ貨物の取扱量を増加させるためのポートセールスの拡充などを積極的に行い、外貿コンテナ取扱量は年々増加傾向となっています。港湾の発展により、産業の振興と安定的な雇用機会の拡充が図られ、引き続き地域発展のために連携を強化していくことが求められます。

### 第3 行政改革の必要性

平成18年7月に第1次大綱を策定し、行政サービスの向上と行政内部のスリム化及び効率化を目指し、組織機構の見直しや職員数の大幅な削減、事務事業の見直しを行い、職員の意識改革など、様々な行政改革に取り組みながら、一定程度の成果を上げてきました。

一方では、人口減少や少子高齢化社会の進行、懸念される南海トラフ地震への備えなど、市政に対する市民ニーズも多様化及び高度化しており、行政を取り巻く環境は常に変化しています。

こうした大きな時代の変遷の中で、地方自治体として担うべき役割と責任が増大する一方、社会保障費の増加や地方交付税の減少、後年度にかかる施設の老朽化対策等により本市の財政状況はより厳しいものになると想定されます。

本市では、このような現状と新たな行政課題を解決するため、従来の価値観や行政手法に捉われることのない事務事業の遂行など、将来にわたり持続可能な行政経営を目指し、真に必要な行政改革を着実に実行していくため、「第2次志布志市行政改革大綱」（以下「第2次大綱」という。）を策定するものです。

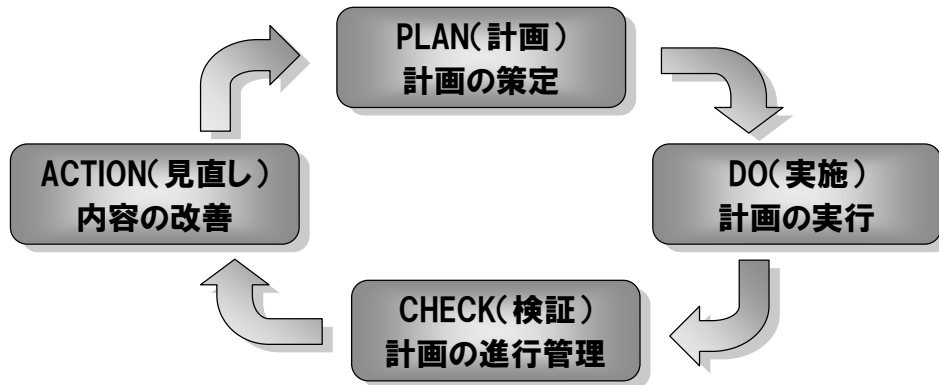
### 第4 第2次行政改革大綱の基本理念

#### 1 方針

行財政改革の推進には、本市の最上位計画である第2次志布志市総合振興計画及び志布志市基本計画に描かれている将来像『未来へ躍動する創造都市 志布志』の実現を目指し、効果的及び効率的な事務事業を実施するための有効な手段として位置づけ、第1次大綱の基本的な考え方は原則引継ぎながら、これまでの成果をさらに発展させ、現状に応じた見直しを加えていく方針です。

また、PDCAマネジメントサイクルの取組状況については、方針の目的から逸脱しないよう適正に進捗管理を行い、取組結果については、庁内組織「志布志市行財政改革推進本部」と市民代表等で構成する外部組織「志布志市行財政改革推進委員会」で審査・検証を行い、助言や指導を得ながら方針の推進に取り組みます。

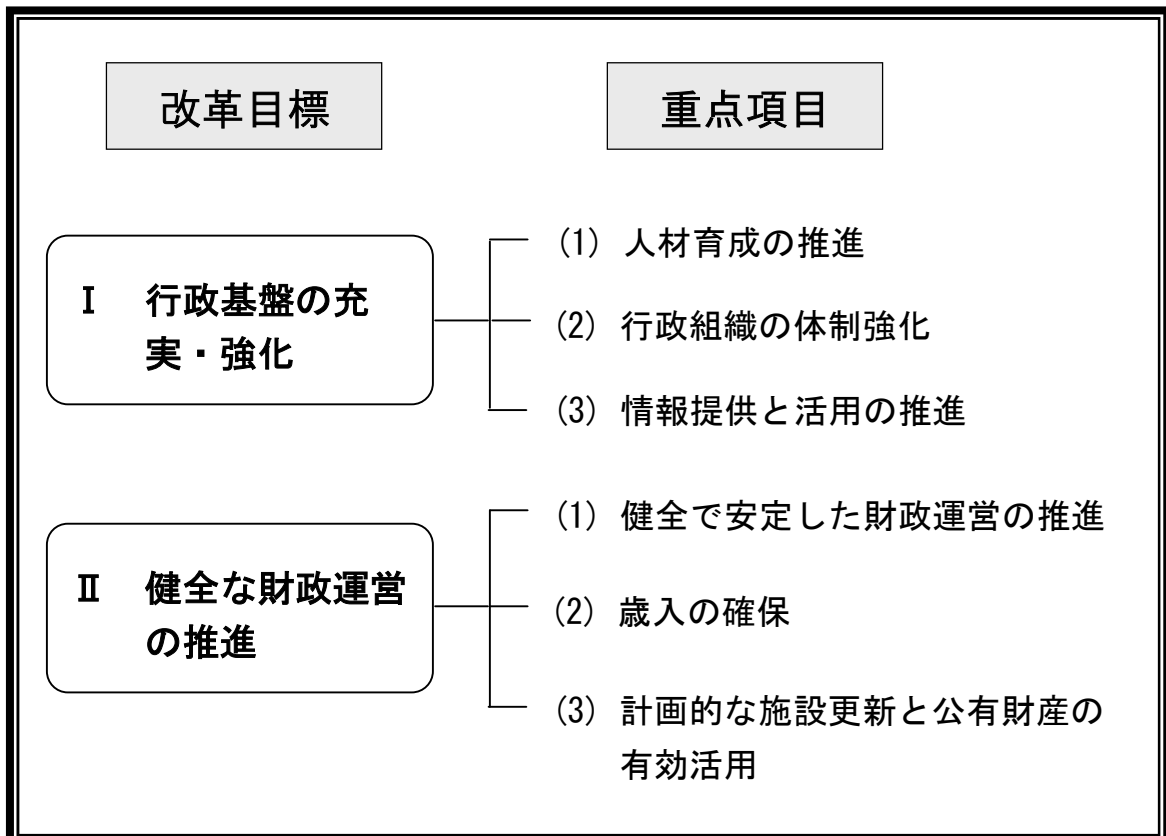
## PDCAサイクル



## 2 目 標

改革にあたっては、限られた行政資源である財源・人・財産を、最適分配することでムダを無くし最大限の効果が上げられるよう行財政改革を推進していく必要があります。不要不急なものは避け、市の発展に最適なサービスを実施していくことに努めます。

第2次大綱の策定にあたっては、第2次志布志市総合振興計画に基づく基本計画と連動させ、施策及び事務事業の進行管理を一元化することで、事務の効率化の推進及び行政資源の有効活用が図れるものとし、次の基本目標と重点項目を設定することにしました。



## I 行政基盤の充実・強化

### (1) 人材育成の推進

職員数が減少していく一方で、専門化・複雑化する行政ニーズへ対応していくことが求められていることから、政策形成能力の向上に努めながら、職員のモチベーションの保持・向上を図るため、人事評価制度による評価結果の積極的な活用を推進します。また、大規模な自然災害、感染力及び病原性が高い緊急事態に際しても、「全体の奉仕者」として迅速な対応が出来るよう、危機管理能力の向上にも努めます。

### (2) 行政組織の体制強化

これまで、職員定員適正化計画を推進し、職員数の削減に努めてきました。引き続き職員定員適正化計画及び事務事業を検証しながら、社会情勢の動向や市民ニーズの多様化など、新たな行政需要に対応できるよう適切な職員配置を行います。本庁と支所の機能分担については、経過を踏まえながら検討するとともに、将来を見据えた柔軟で市民に配慮した組織、有事の緊急事態に備えた基盤整備を有した組織としての機能強化を図ります。

### (3) 情報提供と活用の推進

社会経済情勢に適応した情報通信技術による質の高い行政サービスの向上と行政事務の効率化を図ってまいります。また、迅速でわかりやすい行政情報の提供を目指し、広報誌やホームページ等のユニバーサルデザイン化を進めるとともに、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を活用した相互情報通信の充実を図り、併せて、個人情報の保護を強化するための情報セキュリティの研修を実施するなど、職員の意識向上にも努めます。

## Ⅱ 健全な財政運営の推進

### (1) 健全で安定した財政運営の推進

多様な市民ニーズや地域の課題にきめ細かく対応する必要性が増す一方で、税を負担する世代の減少や社会保障費の増加により、今後もさらに厳しい財政運営を余儀なくされます。

このような状況の中にあって、市民が将来にわたって安心して暮らせるまちを構築していくためには、財政の健全化に向けた取組を一層強化し、中長期的な展望に立った行政運営が必要です。

ア. 施策や事業の「選択と集中」を図り、事務事業の効率化と歳出の適正化に努め、持続可能な行財政運営を目指します。

イ. 各種団体等への補助金は、公共的な事業への市民参加促進、地域として望ましい市民活動の奨励という効果が期待されている一方、従来からの慣例から継続して交付されているものや、現状に即応していないものなど、市民活動の最近の進展を考慮していないものもあります。

今後、市行財政改革推進本部や市行財政改革推進委員会などでの評価を踏まえながら、「行政評価」、「市補助金要綱」及び「補助金制度に係る指針」に基づき、引き続き適正な見直しを行い、事業内容などから、公共性の確保、行政の責任分野、経費負担の在り方、補助金の交付等に見合った効果、社会経済情勢の変化といった事項を基に分析を進め、既に目的を達成したのものや効果の乏しいものは、縮小・統廃合等を行い、より効果的な補助金の支出に努めます。

ウ. 各種の行政サービスの提供は、行政が直接行うべきものであることを認識したうえで、サービスの内容や特殊性を踏まえ、「民間にできることは民間に」の観点から、民間の専門知識などを活用することで、行政サービスの向上と経費の縮減などが図れるものは、民間活力の活用を積極的に推進します。

### (2) 歳入の確保

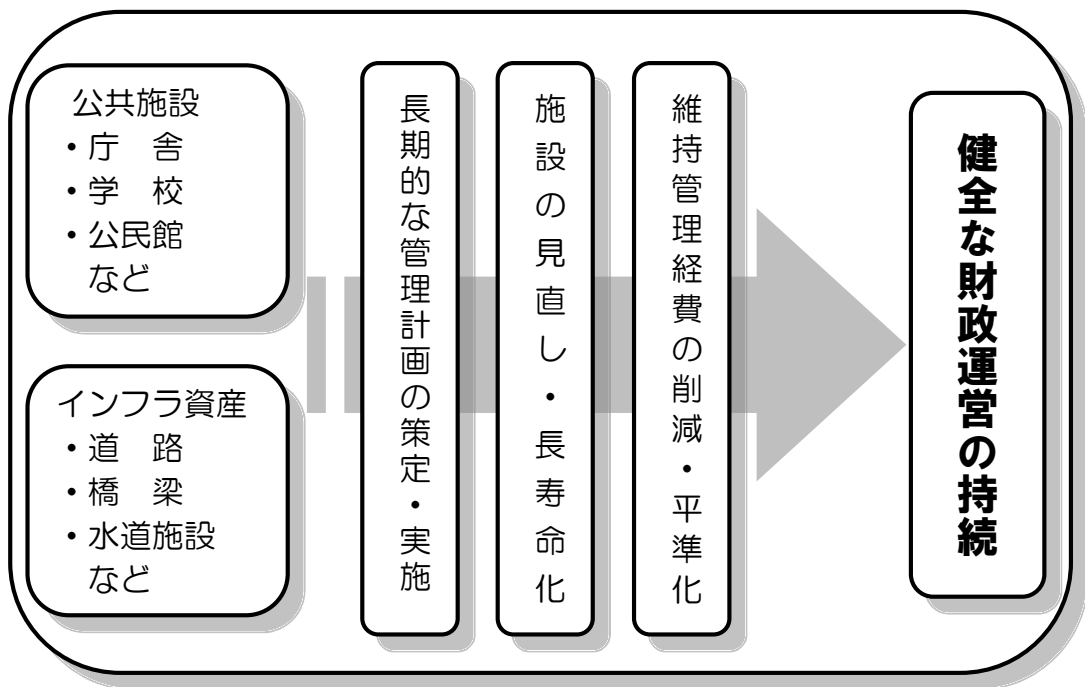
市税等の収納率向上を図るため積極的な取組を展開するとともに、本市を応援してくださるふるさと納税希望者の拡大と商品創出を更に強化します。

また、使用料及び手数料については、受益者負担の適正化に向け定期的に見直しを図りながら、有料広告事業による収入などの新たな歳入を検討します。

### (3) 計画的な施設更新と公有財産の有効活用

公共施設については、地域の特性やバランスに配慮するとともに、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の老朽化による維持費の増加や社会情勢の変化による施設の利用率の低下に対応するような総合的及び長期的な視点による施設の長寿命化、施設機能の多目的化、統廃合を進め、利用実態に即した市有資産の管理・運営を推進します。

また、公有財産を経営資源として捉え、適正な管理と有効活用を図り、将来に向けた財源の確保に努めます。



## 第5 行政改革大綱の推進

### 1 推進期間

第2次大綱は、第2次志布志市総合振興計画の基本計画を実現するための事務事業を効果的かつ効率的に実施するための有効な手段として位置付けます。

したがって、第2次大綱の推進期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

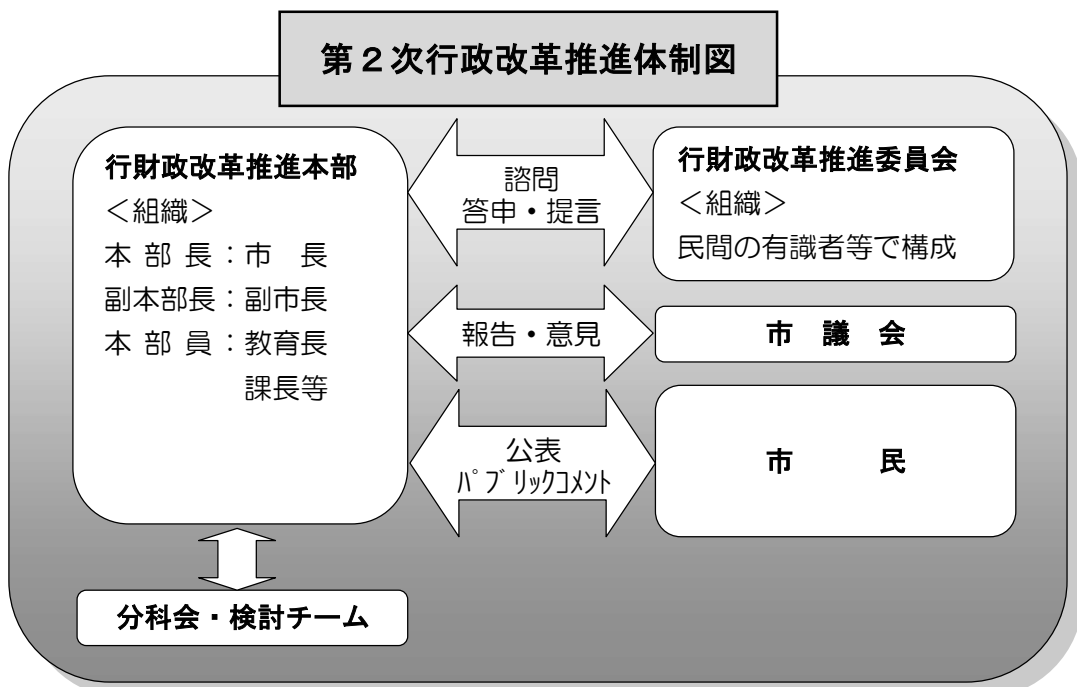
### 2 推進計画の策定

第2次大綱に掲げた取組を着実に実行するため、基本理念に基づく目標と重点事項を明確化した「行政改革アクションプラン」を策定します。

### 3 推進体制及び進行管理

行政改革アクションプランに実効性を持たせるため、市行財政改革推進本部において進行管理を行い、調査及び検討が必要となった場合は、市行財政改革推進本部の下部組織として「分科会」や「検討チーム」等を設置できるようにします。

進捗状況については、住民代表者等から構成する市行財政改革推進委員会に報告し意見を求めるとともに、市のホームページや広報誌等を活用しながら公表します。



## 志布志市役所総務課行政改革推進係

〒899-7492

鹿児島県志布志市有明町野井倉 1756 番地

TEL : 099-474-1111 (代表)

FAX : 099-474-2281 (代表)

Mail : [gyoukaku@city.shibushi.lg.jp](mailto:gyoukaku@city.shibushi.lg.jp)